

鳥取大学修学支援事業基金 令和元年度事業計画

1. 事業方針

- ①基金設立後間もないことから、基金の増加を目指すものとする。
- ②令和元年度の事業は、基金を大きく減少させない範囲で実施する。
- ③鳥取大学修学支援事業基金規則に規定された4事業のうち、既存の経済的支援策で十分に対応できていないものに優先して取り組むものとする。

2. 収入

平成30年度から繰越	6, 114 千円
令和元年度収入（見込）	2, 000 千円
合 計	8, 114 千円

【参考】平成30年度収入（平成29年度からの繰越2, 746千円を含む）7, 603 千円

3. 支出

事業名称	事業内容	予算額（千円）
a 授業料等減免事業	授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部の免除その他学生等の経済的負担の軽減を図る。	0
b 奨学金事業	学資を給付又は貸与する。	1, 500
c 留学支援事業	教育研究上の必要があると認めた学生等による海外への留学に係る費用を負担する。	0
d TA、RA事業	学生の資質を向上させることを主たる目的として、学生を教育研究に係る業務に雇用するために係る経費を負担する。	0
合 計		1, 500

- ①収入見込額を勘案し、令和元年度の事業総額を1, 500（千円）とする。
- ②上記事業のうち a、c 及び d は本学において一定の支援実績があるが、b（奨学金事業）は外部機関による貸与型に多くを頼っている現状であるため、予算を給付型奨学金に充てる。
- ③家計の困窮度が高い学生の修学費を支援するものとして、学生1人につき3万円を50人に給付する（昨年度と同規模とし、事業に対する学生の認知や事業の定着を図る）。
- ④事業の対象となる学生等は、経済的理由により修学が困難な者（日本学生支援機構 第一種奨学金の家計基準に拠る）に限り、その選考は学生生活支援委員会において行う。